

# 新型コロナウイルスワクチン接種



## 追加（4回目）接種について

対象者	60歳以上の人及び18歳以上の基礎疾患のある人	
接種間隔	3回目接種日から5か月以降	
ワクチンの種類	ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチン *武田社ワクチン（ノババックス）で4回目接種はできません	
接種方法	65歳以上の3回目接種済の人	保健センターから送付した意向確認票を返送して予約を依頼してください。保健センターで予約を取り、「接種券」と「予約票」を接種日の2週間～1か月前に発送します。
	60歳～64歳の3回目接種済の人	対象者に接種券を発送します。接種券が届いたら予約システム（WEB）または電話で予約してください。
	18歳以上60歳未満の基礎疾患のある人	①初回（1・2回目）接種（R3.7月頃）時、基礎疾患自己申告書を提出し、3回接種済の人には接種券を発送しています。 ②新たに基礎疾患を有する者として4回目接種を希望する人は「基礎疾患自己申告書（予約依頼書）」を提出してください。接種券を発送します。接種券が届いたら予約システム（WEB）または電話で予約してください。

## 追加（3回目）接種について

接種間隔	2回目接種日から5か月以降
接種方法	接種券が届いたら予約システム（WEB）または電話で予約してください。 ※接種日程は今後も追加されます。適時ご確認をお願いします。

⚠ 接種情報はVRS（ワクチン接種記録システム）で把握します。接種期間中に福崎町へ転入した人等は、追加接種用接種券が発行できない場合があります。2・3回目接種終了から5か月後になっても接種券が届かない人は、下記コールセンターへお問い合わせください。

## 初回（1・2回目）接種について

5歳、12歳の年齢に到達した人には翌月に接種券を送ります。

ワクチンの種類	5～11歳の人→小児用ファイザー社ワクチン 12歳以上の人→ファイザー社ワクチン
接種方法	予約システム（WEB）で予約を取ることはできません。希望する人は電話で予約してください。

⚠ 18歳以上で、mRNAワクチン（ファイザー社製、武田/モデルナ社製）に対するアレルギーがある人等を対象に、兵庫県が6月から武田社ワクチン（ノババックス）接種会場を設置しています。詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

＝ワクチンの電話予約・接種に関するお問い合わせ先＝  
**福崎町新型コロナウイルスワクチンコールセンター**

受付時間 8:30～17:15  
電話番号 【月～金曜日】 0790-23-0567  
【土曜日】 0790-22-0560

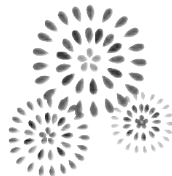
インターネット予約は  
こちらから



<https://vaccines.sciseed.jp/fukusaki>

## 第47回福崎夏まつり

【日時】 8月9日（火）19:00～20:20  
※雨天の場合は翌日10日（水）に延期  
※花火打上は、20:00～20:20（長池堤防から打上）  
【会場】 福崎東中学校校庭  
◆露店の数を減らすなど、規模を縮小しています。  
問い合わせ先 地域振興課地域づくり係（内線391）



新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いた福崎夏まつりですが、3年ぶりに開催することが決定しました。福崎町の夜空に、777発の花火が打ち上がる！会場で見るとよし、遠くから見るもよし。3年越しの花火をぜひお楽しみください。

# 令和4年度に取り組む 新型コロナウイルス感染症対策事業

6月議会で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民のみなさん、事業者のみなさんを支援するための経費を盛り込んだ補正予算が成立しました。令和4年度の事業は次のとおりです。町独自の支援策や国・県と協調したさまざまな施策を行っています。わからないこと、困ったことがあれば、遠慮なく各窓口へお問い合わせください。

## ◆個人・世帯への支援

給付	新生児世帯応援給付金	令和4年度に生まれた子1人あたり10万円を支給	住民生活課 (内線376)
	子育て世帯生活支援特別給付金 【6月補正予算分】	低所得の子育て世帯（住民税均等割非課税世帯・家計急変世帯等）に児童1人あたり5万円を支給（家計急変世帯 申込期限：R5. 2. 28）	住民生活課 (内線374)
	子育て世帯生活支援特別給付金 (追加支援分) 【6月補正予算分】	低所得の子育て世帯（住民税均等割非課税世帯・家計急変世帯等）及び低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給者等）に児童1人あたり5万円を追加で支給（家計急変世帯 申込期限：R5. 2. 28）	
	国保傷病手当金 後期高齢傷病手当金	給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染等で仕事を休んだことにより給与の全部又は一部が支払われなかった人に、直近の給与支給額の3分の2の傷病手当を支給	ほけん年金課 (内線355、356)
	臨時特別給付金 〔令和3年度からの繰越事業〕	令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯に1世帯10万円を支給（申込期限：R4. 9. 30）	福祉課 (内線351、365)
	臨時特別給付金（追加支援分） 〔令和3年度からの繰越事業〕	令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯に1世帯5万円を追加で支給（申込期限：R4. 9. 30）	
	臨時特別給付金 【6月補正予算分】	令和4年度新たに住民税均等割が非課税になった世帯及び令和4年1月以降の家計急変世帯に1世帯10万円を支給（申込期限：R4. 9. 30）	
	臨時特別給付金（追加支援分） 【6月補正予算分】	令和4年度新たに住民税均等割が非課税になった世帯に1世帯5万円を追加で支給（申込期限：R4. 9. 30）	
	大学生等応援給付金	大学等での修学の継続が困難になっている学生に1人あたり10万円を支給 ※追加給付要件該当者は10万円加算	企画財政課 (内線231)
減免	国民健康保険税の減免	感染症により主たる生計維持者が死亡等または事業収入等の減少が見込まれる世帯または被保険者に対し国民健康保険税を20～100%減免	税務課 (内線342)
	介護保険料の減免	感染症により主たる生計維持者が死亡等または事業収入等の減少が見込まれる被保険者に対し介護保険料を80～100%減免	
	後期高齢者医療保険料の減免	感染症により主たる生計維持者が死亡等または事業収入等の減少が見込まれる被保険者に対し後期高齢者医療保険料を20～100%減免	
貸付	緊急小口資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し貸付（貸付上限：20万円）（申込期限：R4. 8. 31）	福崎町 社会福祉協議会 (☎23-0300)
	総合支援資金	収入の減少や失業等により生計に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し貸付（貸付上限（月額）単身世帯：15万円・複数世帯：20万円、貸付期間：3ヶ月以内）（申込期限：R4. 8. 31）	
その他	プレミアム付商品券事業 【6月補正予算分】	町内在住・在勤者に対し中小事業者応援券12,000円分を10,000円で販売（総額8,400万円発行）	地域振興課 (内線391)

## ◆事業者への支援

補助	事業者支援事業（原油価格等高騰対応分）【6月補正予算分】	町内事業者に燃料代、電気代およびガス代の高騰分（上限10万円）を支給	地域振興課 (内線391)
----	------------------------------	------------------------------------	------------------

# 国民健康保険税のお知らせ

- ①税制改正に伴い、賦課限度額が医療保険分と後期高齢者支援分で見直されました。  
 ②未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の被保険者）の均等割の5割が軽減されます。  
 ※既に低所得世帯の7・5・2割軽減の適用がある場合、適用後の5割が軽減されます。（申請不要）

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし賦課限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.4%	2.7%	2.6%
均等割 B	被保険者1人につき	25,600円	11,000円	11,200円
平等割 C	1世帯につき	17,900円	7,600円	5,900円
賦課限度額		650,000円	200,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乗せされます。

## 【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減率	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋28.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋52万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について

申請により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税の全部または一部を減免します。申請期限は令和5年3月31日です。

対象となる世帯	1	新型コロナウイルス感染症により <u>主たる生計維持者が死亡</u> または1か月以上の治療を有する重篤な傷病を負った世帯											
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、 <u>主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）全てに該当する世帯</u> （ア）世帯の <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額は除く）が前年の当該事業収入等の3割以上</u> であること ※減少の理由が、懲戒解雇や昨年中の離転職等が原因の場合は対象外 （イ）世帯の <u>主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下</u> であること （ウ）減少することが見込まれる世帯の <u>主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u> であること											
減免額	1	全額											
	2	$\text{算定保険税額} \times \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯中の被保険者全員の合計所得金額}} \times$ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10/10</td> <td>（300万円以下）</td> </tr> <tr> <td>8/10</td> <td>（400万円以下）</td> </tr> <tr> <td>6/10</td> <td>（550万円以下）</td> </tr> <tr> <td>4/10</td> <td>（750万円以下）</td> </tr> <tr> <td>2/10</td> <td>（1,000万円以下）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除</p>	減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）		10/10	（300万円以下）	8/10	（400万円以下）	6/10	（550万円以下）	4/10	（750万円以下）	2/10
減免割合（主たる生計維持者の前年の合計所得金額）													
10/10	（300万円以下）												
8/10	（400万円以下）												
6/10	（550万円以下）												
4/10	（750万円以下）												
2/10	（1,000万円以下）												

◆申請方法など詳しくは、納税通知書に同封するお知らせでご確認ください。

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当（内線342）

## 国民健康保険加入のみなさんへ 新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証(70歳以上74歳以下の人には保険証兼高齢受給者証)を、7月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします(※令和3年度から被保険者証と高齢受給者証が一体化されました)。8月以降に医療機関等で受診されるときは、必ず新しい証を提示してください。

健康保険が変わったときは必ず届出を!

●社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合  
退職、会社の保険の扶養をはずれたとき

●社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合  
就職、会社の保険の扶養になつたとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院などの保険医療機関にかかったときの医療費は、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。保険税は大切な財源です。必ず期限内に納めてください。

保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証を交付することがあります。

\*納付が困難なときは相談を災害などのやむを得ない理由により納付が困難なときは早めに相談してください。減額や免除を受けられる場合があります。

移送費がかかったときも給付があります

医師の指示により、やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると、移送に要した費用が支給されます。

要件  
・療養することとなった原因の病気やケガにより移動が困難であること  
・医師の指示により一時的・緊急的に移送が必要であること  
※医師の意見書が必要です。

## 限度額適用認定証

・標準負担額減額認定証  
必要な人は申請してください

ください

8月から新しく令和3年中(令和3年1月~12月)の所得等で算出する認定証が発行できます。入院または高額になる外来診療の際にこの証と保険証を同時に医療機関に提示することで、ひとつの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担が限度額までになります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の人は、この証を医療機関に提示すると入院時の食事代も減額されます。証の発効期日(申請月の1日)から食事代が減額になりますので、申請は早めにお願ひします。

■限度額適用認定証

交付対象者  
・70歳未満の住民税課税世帯の人  
・70歳以上の現役並みⅠ・Ⅱの所得区分の人(課税所得145万円以上690万円未満)  
※申請は8月1日以降にお願いします。

◎申請に必要なもの  
・認定証を必要とする人の国民健康保険被保険者証

問い合わせ先

- 保険の資格に関すること ほけん年金課 国保係(内線355)
- 保険税に関すること 税務課 国民健康保険税担当(内線342)

## 第72回「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は、今年で第72回を迎えました。7月は、この運動の強調月間であり、「再犯防止啓発月間」でもあります。

神崎地区推進委員会では、生きづらさに寄り添って立ち直りを支える更生保護について次の啓発活動を進めます。

- ①神崎郡住民大会の開催
- ②広報車や防災行政無線による啓発
- ③幟旗の掲出による啓発

これらの活動を通じて、「更生保護の心」、そして「助け合いの心」が地域社会に広がっていくことを願っています。

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、皆様のご理解をお願いします。

問い合わせ先 福祉課 町民福祉係(内線365)

# 介護保険料のお知らせ

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。令和3年度から令和5年度の基準額は73,900円(月額6,160円)です。7月中旬に、65歳以上の人(第1号被保険者)へ保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

また、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、令和2年度に拡充した第1段階から第3段階の低所得者の保険料軽減は、令和4年度も継続します。

## 【介護保険料】

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> ※との合計が80万円以下の人	基準額×0.30	22,100
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> ※との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	36,900
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> ※との合計が120万円を超える人	基準額×0.70	51,700
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> ※との合計が80万円以下の人	基準額×0.83	61,300
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> ※との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	73,900
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万円未満の人	基準額×1.20	88,700
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.25	92,400
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.45	107,100
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	110,800
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が400万円以上の人	基準額×1.70	125,600

※その他の合計所得金額・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。

(注1)・・・租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者	
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下の要件に該当する第1号被保険者 (ア)世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。 (イ)減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	
減免額	1	全額	
	2	$\text{第1号被保険者の保険料額} \times \frac{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額}}{\text{第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額}} \times$	減免割合(主たる生計維持者の前年の合計所得金額) 全部 (210万円以下) 8/10 (210万円を超える)

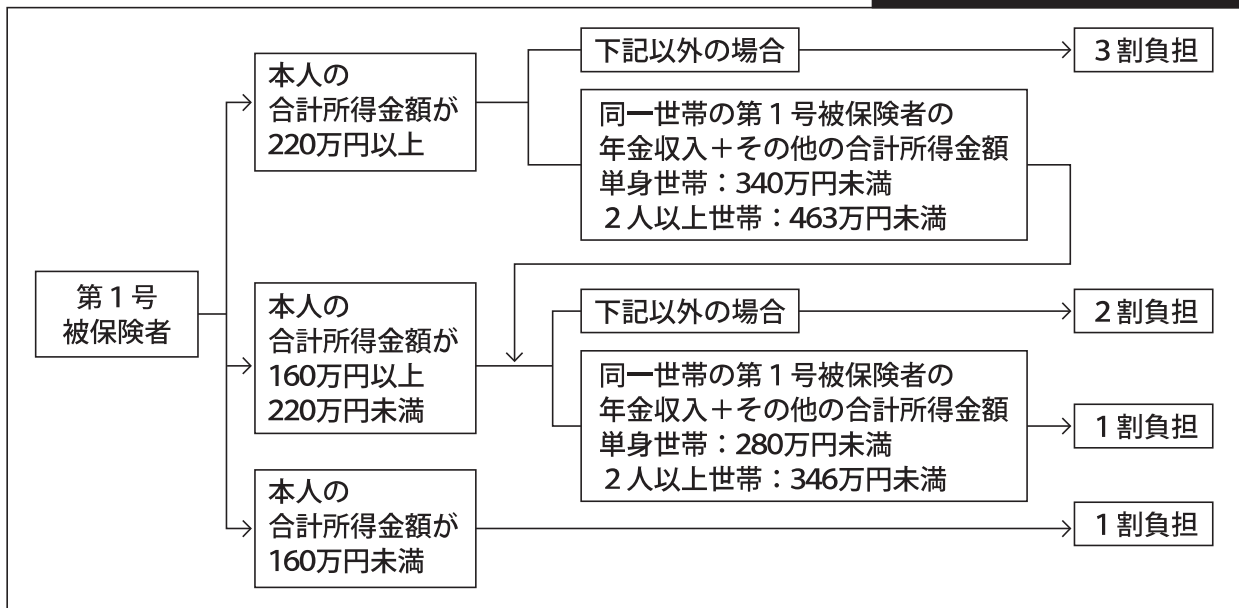
◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。申請期限は令和5年3月31日です。

## 新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）の有効期限は7月31日です。令和4年度（令和3年分）の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。

介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。

### 利用者負担の判定の流れ



問い合わせ先 福祉課 介護保険係（内線364）

## 災害に備えて 避難行動要支援者名簿を作成しています

福崎町では、災害時に自ら避難することが困難な人を支援するため、『避難行動要支援者名簿』を作成し、平常時の見守り活動や災害時の避難支援を行っています。

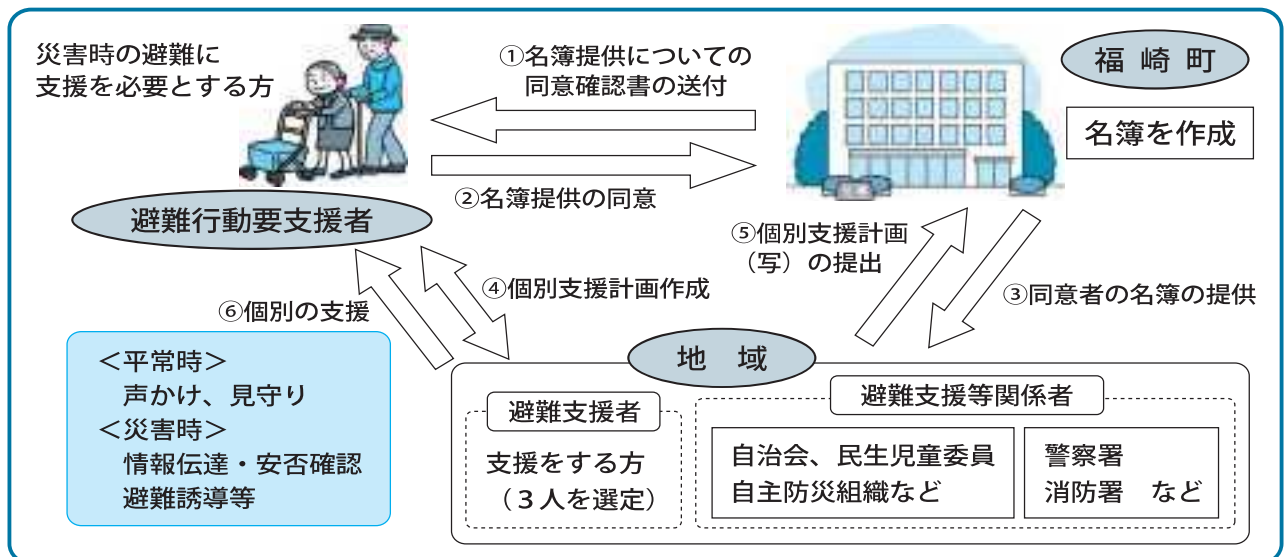
名簿は年1回更新（4月1日基準）しており、新たに対象となった人には、7月下旬に、地域への名簿提供についての確認書類を送付します。災害時に支援を受けられるよう、自分の情報を地域で共有してもよいという方は、「同意する」として返送してください。

### 『避難行動要支援者名簿』登録対象者

- 要介護3～5の認定を受けている人
- 身体障害者手帳（1・2級）所持者
- 療育手帳（A判定）所持者
- 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者
- 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている人 など

※対象者以外で名簿登録を希望される方は、福祉課にお問い合わせください。

### 《支援のイメージ》



問い合わせ先 福祉課 高年福祉係（内線365）

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

## 【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

①均等割額 50,147円	+	②所得割額 (令和3年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 10.28%)	=	今年度保険料 (最高限度額66万円)
------------------	---	---	---	-----------------------

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

## ◆新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

申請により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料の全部または一部を減免します。【申請期限は、令和5年3月31日です。】

対象者	1	新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った被保険者				
	2	新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（ア）～（ウ）全てに該当する被保険者…減免額は下記のとおり （ア）世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること。 （イ）世帯の主たる生計維持者の前年の所得が1,000万円以下であること。 （ウ）減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。				
減免額	1	全額				
	2	$\text{保険料額} \times \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得金額（2つある場合はその合計額）}}{\text{その者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する被保険者全員の前年の総所得金額等}} \times \text{減免割合（世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額）}$ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>10/10（300万円以下）</td></tr> <tr><td>8/10（400万円以下）</td></tr> <tr><td>6/10（550万円以下）</td></tr> <tr><td>4/10（750万円以下）</td></tr> <tr><td>2/10（1,000万円以下）</td></tr> </table>	10/10（300万円以下）	8/10（400万円以下）	6/10（550万円以下）	4/10（750万円以下）
10/10（300万円以下）						
8/10（400万円以下）						
6/10（550万円以下）						
4/10（750万円以下）						
2/10（1,000万円以下）						

◆申請方法など詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。

問い合わせ先 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線343）



## まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ

発売期間 7月5日（火）～8月5日（金）

抽せん日 8月17日（水）

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場またはインターネットでお買い求めください。

## 新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和4年度の住民税課税所得額と令和3年中の収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

なお、制度の改正で「2割負担」の区分が新設されるに伴い、

今年に限り全ての人の被保険者証が10月1日にもう一度更新されます。10月1日からの被保険者証は9月下旬頃に送付予定です。

●10月から2割負担になる世帯（次の3点すべてを満たす場合）

- ①課税所得額145万円以上の被保険者がいない世帯
- ②同28万円以上の被保険者がいる世帯
- ③被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が200万円（2人以上いる場合は320万円）以上の世帯

## 『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』更新のお知らせ

現在認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

次に当てはまる人で認定証をお持ちでない場合は、ほけん年金課で申請してください。

### ●現役並み所得者（所得が高い人）

現役並みⅠ・Ⅱの所得区分の人（課税所得額145万円以上690万円未満）は、「限度額適用認定証」を提示することで、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになります。

### ●住民税非課税世帯の人

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになり、入院時の食事代が減額されます。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。）

### ●申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 申請に来る人の本人確認書類
- 委任状（被保険者本人が来庁できないときで、窓口での受取を希望する場合）

問い合わせ先 ○資格に関すること ほけん年金課（内線356・379）  
○兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター代表） ☎078-326-2612

## マイナポータルで国民年金の電子申請ができます



写真付きのマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルに登録すると、24時間いつでもスマートフォン等から国民年金の電子申請ができます。

### ●マイナポータルでできること

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職に伴う国民年金の資格取得など）
- ②国民年金保険料の免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料の学生納付特例の申請

### ●マイナポータルの登録方法（スマートフォン）

- ①写真付きのマイナンバーカードと、カード作成時に設定したパスワードを用意する。（カードを持っていない人やパスワードを忘れた人は、住民生活課で申請できます）
- ②マイナポータルにアクセスする。
- ③画面上部の「ログイン」を選択する。
- ④画面の案内に従い、利用者登録をしてください。

（カードの読み取りとパスワードの入力が必要です）

### ●国民年金の手続方法（スマートフォン）

- ①マイナポータルのトップ画面から「年金の手続をする」を選択する。
- ②希望する手続を選び、画面の案内に従って操作してください。

（マイナンバーカードの読み取りが必要です）



マイナポータルQRコード

●問い合わせ先 ○年金に関すること ほけん年金課（内線356）  
姫路年金事務所 ☎079-224-6382  
○マイナンバーカードに関すること 住民生活課（内線371）